



## 受付期間

一斉申込み：令和6年10月1日（火）～10月18日（金）

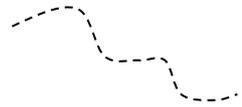
年度途中申込み：随時

※ 土・日曜日・祝日を除く。

※ 令和7年4月から令和8年3月中に入園を希望される方は、必ず上記一斉申込み期間中にお申し込みください。

たつの市教育委員会

令和6年9月



# もくじ

申込かんたんガイド.....	1
1 施設情報一覧.....	2
2 たつの市保育所・認定こども園施設マップ.....	3
3 保育所・認定こども園の利用について.....	5
4 認定制度について.....	6
5 申込みについて.....	9
6 電子申請について.....	11
7 選考方法について.....	11
8 利用者負担額（保育料）・給食費について.....	12
9 施設等利用給付認定について.....	15
10 その他保育サービス.....	17
11 1日のすごしかた.....	18
12 よくあるご質問.....	19
13 施設詳細情報.....	21



# 申込かんたんガイド

## 1 希望園を決める

本手引等を参考に開園時間、自宅からの距離、教育・保育方針などから希望園を決定します。施設の説明・見学を希望される場合は、各施設にお問い合わせください。

希望園は、施設見学の上、決定することをおすすめします。

【参考ページ】

「たつの市保育所・認定こども園施設マップ」（3～4ページ）

「施設詳細情報」（21～34ページ）



## 2 申込書類を提出する

希望園が決定したら、申込書類を作成し、提出します。

申込期間：10月1日（火）～10月18日（金）

※令和7年4月から令和8年3月中に入園を希望される方は、必ず上記期間中にお申し込みください。期間を過ぎてからの申込みは、期間中に申込みをされた方の選考が終わってからの入園調整になります。

書類提出後、事前に保護者やお子さんのお話を伺うために希望園にお越しいただく場合があります。

提出書類、提出先は施設により異なります。下記ページにてご確認ください。

【参考ページ】

「保育を必要とする事由、認定に必要な書類」（7～8ページ）

「施設別必要書類、提出先」（9～10ページ）



## 3 入園決定（1～2月頃）

入園が決定したら、市から教育・保育施設等入所（園）承諾書等が届きます。また、園から入園説明会などで準備物等の説明がありますので、入園までにそろえておきましょう。



1 施設情報一覧（令和6年9月1日現在）

※詳細情報は21ページ以降をご覧ください

区分	公私	施設名	所在地	電話番号
保育所	公立	神岡保育所	神岡町田中 668-2	0791-65-1193
	私立	西楽保育園	神岡町東鷲崎 92-2	0791-65-1860
		揖保みどり保育園	揖保町揖保中 97-3	0791-67-8055
		たんぼぼ保育園	龍野町宮脇 10-4	0791-63-2777
		龍野太陽保育園	揖保町今市 334-1	0791-67-1351
		東栗栖保育園	新宮町能地 338-2	0791-75-0188
		香島保育園	新宮町香山 1430-1	0791-77-1014
		岩見保育所	御津町岩見 1462	079-322-3657
認定 こども 園	公立	龍野こども園	龍野町上霞城 130	0791-62-0392
		小宅北こども園	龍野町片山 6	0791-63-0487
		小宅南こども園	龍野町富永 404	0791-63-4640
		揖西東こども園	揖西町清水 30-1	0791-66-0270
		揖西中こども園	揖西町構 47-1	0791-66-2405
		誉田こども園	誉田町広山 507-5	0791-63-0816
		西栗栖こども園	新宮町鍛冶屋 77	0791-78-0813
		新宮こども園	新宮町新宮 430-1	0791-75-4185
		神部こども園	揖保川町黍田 5-2	0791-72-2487
		御津北こども園	御津町中島 980	079-322-2278
		御津南こども園	御津町岩見 320	079-322-2502
	私立	まことこども園	神岡町沢田 467-1	0791-65-1569
		すみれこども園	揖保町西構 46-1	0791-67-0337
		旭こども園	龍野町富永 16	0791-63-1848
		あそびの丘	揖西町小畑 541-1	0791-72-8825
		心光こども園	新宮町仙正 187-4	0791-75-3318
		第一仏光こども園	揖保川町山津屋 67-2	0791-72-3240
	まあや学園	揖保川町二塚 385-1	0791-72-4630	
	じょうせんこども園	御津町朝臣 130	079-322-1870	

## 2 たつの市保育所・認定こども園施設マップ



新宮地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
①	公立	西栗栖こども園	西栗栖
②	私立	東栗栖保育園	東栗栖
③		香島保育園	香島
④	公立	新宮こども園	新宮
⑤	私立	心光こども園	越部

龍野地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
⑥	私立	西楽保育園	神岡
⑦		まことこども園	
⑧	公立	神岡保育所	龍野
⑨		龍野こども園	
⑩	私立	旭こども園	小宅
⑪	公立	小宅北こども園	
⑫		小宅南こども園	
⑬	私立	たんぽぽ保育園	
⑭	公立	揖西東こども園	揖西東
⑮		揖西中こども園	揖西西
⑯	私立	あそびの丘	
⑰	公立	誉田こども園	誉田
⑱	私立	揖保みどり保育園	揖保
⑲		すみれこども園	
⑳		龍野太陽保育園	

揖保川地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
㉑	私立	まあや学園	半田
㉒		第一仏光こども園	神部
㉓	公立	神部こども園	

御津地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
㉔	公立	御津北こども園	御津
㉕		御津南こども園	
㉖	私立	じょうせんこども園	
㉗		岩見保育所	

### 3 保育所・認定こども園の利用について

#### 3-1 幼稚園・保育所・認定こども園の違い

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です(市内にはありません)。保育所は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。また、保育所・認定こども園は、地域の子育て支援も行っています。

	保育所	認定こども園	
	2号・3号認定	1号認定 (幼稚園部分)	2号・3号認定 (保育所部分)
対象児童	保護者の就労などの理由により 家庭で保育ができない0～5歳児	3～5歳児	保育所と同じ
保育の必要性	あり	なし	
保育時間	最長 11 時間	14：00 まで	
給食	あり	あり	
休園日	日・祝	土・日・祝	
長期休暇 (夏季休業等)	なし	あり	

※ 私立園は、施設により上記と異なる場合があります。

※ 給食は、年齢、施設により主食(ごはん等)持参となる場合があります。

#### 3-2 土曜日保育

土曜日保育の実施状況については、下記のとおりです。事前申込みが必要な場合の申込期限、手続き等は各園にお問い合わせください。別途、給食費が徴収される場合があります。

施設名	保育時間	利用条件
公立保育所・認定こども園	8：00～12：00	希望保育のため、事前申込みが必要です。
下記以外の 私立保育所・認定こども園	7：00～19：00	
揖保みどり保育園	7：00～19：00	通常保育です。
たんぼぼ保育園	7：00～16：00	希望保育のため、事前申込みが必要です。
東栗栖保育園	8：00～16：00	
香島保育園	7：30～16：00	
あそびの丘・まあや学園	7：00～17：00	
心光こども園	7：30～15：00	

#### 3-3 ならし保育

入園当初の長時間保育は児童にとって大きな負担となります。そのため、入園後しばらくは保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行います。時間や期間は児童の状況や施設によって異なりますが、1～2週間程度となります。

### 3-4 施設休業日

公立保育所	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
公立認定こども園（1号認定）	土曜日、日曜日、祝日、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日 春季休業日 3月22日～4月7日 夏季休業日 7月21日～8月31日 冬季休業日 12月25日～翌年1月7日
公立認定こども園（2号・3号認定）	上記公立保育所と同じです。
私立保育所・認定こども園	上記に準じて各施設で定めています。

### 3-5 受入年齢について

保育所は、0歳（原則として生後3か月を経過した翌月）～5歳児までの児童が対象です。

認定こども園は、認定区分により異なり、1号認定は3～5歳児までの児童が対象、2号・3号認定は、保育所と同じです。

生 年 月 日	クラス年齢	認定区分	就学前最終日
令和 6年4月2日～	0歳児クラス	3号	令和 13年3月31日
令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	1歳児クラス	3号	令和 12年3月31日
令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	2歳児クラス	3号(2号)	令和 11年3月31日
令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	3歳児クラス	1号・2号	令和 10年3月31日
令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	4歳児クラス	1号・2号	令和 9年3月31日
平成31年4月2日～令和 2年4月1日	5歳児クラス	1号・2号	令和 8年3月31日

※ クラス年齢は、令和7年4月1日時点の年齢です。

※ 入園児童数に応じて異年齢保育を行う場合があります。

## 4 認定制度について

### 4-1 認定区分

保育所・認定こども園等を利用するためには、下記の3つの認定区分により認定を受けることが必要です。

※ 令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い新たな認定区分が追加されました。詳しくは15ページ以降を参照してください。

※ 1号認定で市内の認定こども園を利用する場合は、3歳児からとなります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設		
		保育所	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育所部分)
1号	満3歳以上で、教育を希望する児童		○	
2号	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	○		○
3号	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	○		○

## 4-2 保育を必要とする事由、認定に必要な書類

2号・3号認定を受ける方は、下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況		保育必要量※1	入園可能期間※2
就労	フルタイム、パートタイム、夜間、在宅など月48時間以上の勤務	月48～120時間未済※3	保育短時間	就労している期間※4
		月120時間以上	保育標準時間	
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない場合		保育標準時間	出産予定月とその前後2か月（最長5か月）※5
疾病・障害	疾病、負傷、心身障害のいずれかを有する場合		保育標準時間	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	親族の看護・介護をしている場合	月48～120時間未済※3	保育短時間	介護・看護の必要がなくなるまで
		月120時間以上	保育標準時間	
災害復旧	火災、風水害、地震で家屋を失ったり破損したりし、その復旧の間、児童を保育できない場合		保育標準時間	必要な期間
求職活動	就労のための活動をしている場合（起業準備を含む）		保育短時間	3か月（同一年度1回のみ）
就学	学生の場合（職業訓練校等における職業訓練を含む）	月48～120時間未済※3	保育短時間	就学している期間
		月120時間以上	保育標準時間	
育児休業※10	育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合		保育短時間	新たに生まれた児童が満1歳になる年度の末まで
その他	上記以外の事由で保育が必要と認められる場合		保育標準時間	必要な期間

※1 保育必要量とは、「保育を必要とする事由」による保護者の状況に応じて必要とされる保育時間のことです。「保育短時間」と「保育標準時間」の保育時間は施設により異なります（21ページ以降を参照）。なお、「保育標準時間」に該当する場合でも希望により「保育短時間」の利用をすることが可能です（利用者負担額はそれぞれ異なります）。ただし、月途中での変更はできません。

※2 「求職活動」等入園可能期間に期限のあるものは、期限日をもって退園となります。継続して入園を希望する場合は、期限月の20日までに別途、申請が必要です。

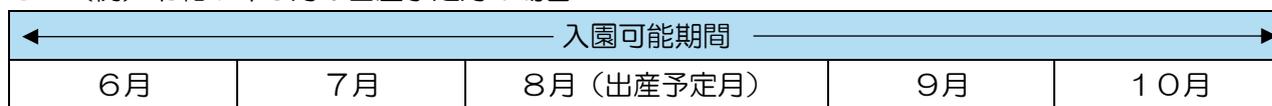
※3 月の就労等の時間が120時間未満であっても、就労時間帯等の都合により施設が設定する「保育短時間」を超えて利用が必要な場合は、「保育標準時間」での申請が可能です。

※4 育児休業から復帰の際、ならし保育が就労に影響する場合は、復帰予定年月の前月から「就労」で申請が可能です。

申請の際には、すべての必要書類をそろえてご提出ください。

保育を必要とする事由	必要書類	
就労	法人の従業員又は自営業主（法人）	就労証明書（勤務先で証明を受けたもの）
	自営業主（個人）	就労証明書及び自営を証明する書類※7
	自営業主（個人）の従業員※6	就労証明書及び働いていることがわかる書類※8
妊娠・出産	保育を必要とする事由証明書（出産予定日を記載したもの） 母子手帳の表紙の写し	
疾病・障害	保育を必要とする事由証明書（障害者手帳等の記号番号等を記載したもの） 診断書※9（指定様式あり）又は障害者手帳等の写し	
介護・看護	保育を必要とする事由証明書（介護・看護に係る対象者等を記載したもの） 診断書※9（任意様式）又は障害者手帳等の写し	
災害復旧	り災証明書の写し	
求職活動	保育を必要とする事由証明書（求職方法を記載したもの） 公共職業安定所（ハローワーク）から交付を受けている「求職受付票」の写し	
就学	保育を必要とする事由証明書（就学先等を記載したもの） 学生証又は合格通知の写し カリキュラム等の写し	
育児休業※10	就労証明書（勤務先で証明を受けたもの） ※育児休業取得期間が記載されたもの	
その他	状況により異なります。	

※5 （例）令和7年8月が出産予定月の場合



「妊娠・出産」で新規入園した場合、「育児休業」への変更はできません。

- ※6 自営業主（個人）が親族以外の第三者の場合は、働いていることがわかる書類は不要です（就労証明書のみご提出ください）。
- ※7 自営を証明する書類とは、確定申告書、開業届、営業許可証、契約書又は請求書等の写しです。
- ※8 働いていることがわかる書類とは、就労者の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書、給与明細又は勤怠管理表等の写しです。
- ※9 診断書は診断名、症状及び家庭での保育が困難な理由、期間の記載があれば様式は問いません。
- ※10 「育児休業」での新規申込みはできません。

## 5 申込みについて

### 5-1 施設別必要書類、提出先

申込区分		必要書類	配布場所・提出先
公立・私立 保育所	2号・3号 認定	①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳 ②給付認定申請書 ③「保育を必要とする」ことを証する書類※1 ④保育所等入園に関する確認書 ⑤児童個別連絡票※2 (⑥申立書) ※3	各保育所 たつの市幼児教育課 各総合支所地域振興課
公立 認定こども園	1号認定	①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳 ②給付認定申請書 ⑤児童個別連絡票※2	各認定こども園 たつの市幼児教育課 各総合支所地域振興課
	2号・3号 認定	上記公立・私立保育所と同じ	
私立 認定こども園 ※4	1号認定	上記公立認定こども園 1号認定と同じ	第1希望の各認定こども園
	2号・3号 認定	上記公立・私立保育所と同じ	
たつの市外の 施設※5	1号認定	①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳 ②給付認定申請書	たつの市幼児教育課
		各園指定の申込書類一式	市外の各施設
	2号・3号 認定	上記公立・私立保育所と同じ	たつの市幼児教育課 ※保育所等の申込みは、原則、住民票のある市町村で行うこととなっています。 市内施設と市外施設の併願はできません。

※1 就労証明書又は保育を必要とする事由証明書、母子手帳の写し、診断書等（8ページ参照）

※2 児童のアレルギーや発達状況等について確認するものです。申込みの際に必ず提出してください。

※3 祖父母等と同居している場合、又は入園に関して特別な事由を申し立てる必要がある場合に提出してください（1世帯につき1枚）。

※4 私立認定こども園の教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳は、各園指定の様式となります。

※5 たつの市外の施設を希望する場合は、事前に施設の所在する市町村の担当部署に申込期間、必要書類、申込条件等を確認の上、お申し込みください。

### 【申込可能な施設数】

- 1号…第1希望のみ
  - 2号・3号…第1～第10希望まで（第10希望まで選考の対象とします。）
- ※第4希望以降は、保育所等入園に関する確認書に記入してください。

### 【必要枚数チェック】

- ①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳（児童1人につき1枚）
- ②給付認定申請書（児童1人につき1枚）
- ③「保育を必要とする」ことを証する書類（保護者1人につき1枚）
- ④保育所等入園に関する確認書（1世帯につき1枚）
- ⑤児童個別連絡票（児童1人につき1枚）
- （⑥申立書（1世帯につき1枚））

電子申請による申込みができます！  
詳しくは11ページへ。

教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳以外の必要書類は、  
こちらからダウンロードできます。



## 5-2 申込みQ&A



Q1 1号認定（認定こども園の幼稚園部分）の申込みは、第1希望のみということですが第1希望の園に入れなかった場合はどうなりますか。

A1 幼児教育課から、入園可能な別の園をご案内します。

---

## 6 電子申請について

---

マイナポータル（ぴったりサービス）を利用することで、電子申請による保育施設（2号・3号）の申込みが可能です。受付期間中は24時間申込みが可能ですので、ぜひご利用ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



### 電子申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード及びマイナポータルアプリ
- ・マイナンバーカード対応スマートフォン  
又はパソコン・マイナンバーカード対応ICカードリーダライタ
- ・署名用電子証明書パスワード（英数字6～16桁）及び利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）
- ・就労証明書、保育を必要とする事由証明書等のデータの添付（書類を撮影して画像データの添付可）

### 注意事項

- ・1号認定を希望する方及び第1希望が私立認定こども園の方は電子申請ができません。申請用紙を直接園に提出してください。
- ・添付書類は必ずデータですべて添付してください。必要書類の添付がない場合は申請受付が完了しません。
- ・申請内容に不備や疑義がある場合は、幼児教育課から連絡させていただく場合があります。
- ・申請情報入力中に一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり、入力情報が失われる場合があります。
- ・電子申請後、世帯状況や保育が必要な事由、希望施設等について変更がある場合は、速やかに幼児教育課にて手続きを行ってください。電子申請で変更することはできません。

---

## 7 選考方法について

---

### 7-1 1号認定（公立）

下記要件に該当する場合は各1点を加点し、合計点数の高い児童から順に入園を決定します。入園可能児童数を超えた場合は、超えた時点の点数と同点の児童のみで抽選を行います。

- (1) 市内に在住又は転居・転入が確定している児童
  - (2) 当該認定こども園が所在する中学校区内に在住又は転居・転入が確定している児童
  - (3) 翌年度も継続入園を希望するきょうだいが、当該認定こども園を利用している児童
- ※ きょうだいで同時に新規申込みをする場合は、加点対象外です。

### 7-2 1号認定（私立）

各園で異なりますので、園に直接お問い合わせください。

### 7-3 2号・3号認定（公立・私立）

「保育を必要とする事由」や家庭状況等を基に選考し、優先順位の高い児童から順に入園を決定します。

## 8 利用者負担額（保育料）・給食費について

3～5歳児までのすべての児童、0～2歳児までの生活保護世帯及び市民税非課税世帯の児童の利用者負担額は無償化の対象となります。

利用者負担額は、市民税額（保護者等の所得割課税額の合算）をもとに計算します。市民税額は、6月頃に市から通知される「市・県民税特別徴収税額の決定通知書」又は「市民税・県民税税額決定・納税通知書」で確認できます。なお、住宅借入金特別控除、ふるさと納税による控除等の税額控除を受けている場合は、控除前の市民税額で計算します。

### 8-1 利用者負担額一覧表（0～2歳児）

3号認定子どもの利用者負担額は、年度当初の年齢により決定します。そのため、年度当初3号認定であった児童が年度途中で3歳になり、2号認定に変更になっても利用者負担額は変わりません。

0～2歳児利用者負担額（令和6年9月1日現在）

階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円
3	市民税 所得割 課税額 *保護者等 の合算	48,600円未満	15,600円 [7,000円]
4		57,700円未満 [77,101円未満]	24,000円 [7,000円]
		97,000円未満	24,000円
5		169,000円未満	35,600円
6		301,000円未満	42,700円
7	397,000円未満	56,000円	
8	397,000円以上	62,400円	



- ※ [ ]書きはひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯）、その他要保護世帯の額で、第2子以降は無償となります。
- ※ 利用者負担額には給食費が含まれています。また、利用者負担額とは別に保護者会費等の徴収があります。
- ※ きょうだいと同時に施設を利用する場合、最年長の児童から数えて第2子は半額、第3子以降は無償となります。きょうだい異なる施設に在籍する場合も対象です。また、市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第1子の年齢や保育所等の施設利用の有無にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無償となります。
- ※ 市民税非課税世帯（第2階層）において、同居の祖父母等がおり市民税の課税がある場合については、祖父母等の課税額を含めて利用者負担額の算定を行う場合があります。

## 8-2 給食費(3~5歳児)

給食費とは、主食費(ごはん等)と副食費(おかず、おやつ等)のことです。

給食費(主食費+副食費)は保護者負担です。主食は持参となる場合があります。各園で異なりますので、園に直接お問い合わせください。

入院等により長期欠席する場合は、給食費が減額又は免除される場合があります。ただし、食材の発注等の都合で事前に申出が必要です。

次の世帯については給食費のうち副食費部分が免除されます。

(副食費が免除される場合は、通知にてお知らせします。)

- ・世帯年収 360 万円未満相当の児童 (市民税所得割課税額が 57,700 円未満 (1号認定子ども、ひとり親世帯等は 77,101 円未満) の児童)
  - ・第 3 子以降の児童 (1号認定子どもの場合は小学校 3 年生までの児童、2号認定子どもの場合は保育所等を利用する最年長の児童を第 1 子として数えます。)
- ※ 1号認定子どものおやつ代及び土曜日保育利用時の給食費は免除の対象外です。  
 ※ 主食費は、免除の対象外です。

給食費は  
無償化の  
対象外だよ



## 8-3 課税年度の変更による利用者負担額等の見直し時期

令和6年度	令和7年度		令和8年度
9月分~翌年3月分	4月分~8月分	9月分~翌年3月分	4月分~8月分
令和6年度の市民税額で算定 (令和5年1月~令和5年12月の所得)		令和7年度の市民税額で算定 (令和6年1月~令和6年12月の所得)	

課税年度の変更に伴い、見直しを行うため、9月分から利用者負担額等が変わる場合があります。

## 8-4 利用者負担額等の納付方法(公立)

利用者負担額等の納付方法は、原則として口座振替です。

利用できる金融機関及び振替日は下記のとおりです。

《利用できる金融機関》

三井住友銀行	みなと銀行	トマト銀行	姫路信用金庫
播州信用金庫	兵庫信用金庫	西兵庫信用金庫	兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合	兵庫西農業協同組合	なぎさ信用漁業協同組合連合会	ゆうちょ銀行

《振替日》

1回目	毎月 15 日	ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日となります。
2回目 (1回目振替不能の場合)	毎月 月末	

※ 領収書は発行しませんので、通帳でご確認ください。

※ 私立保育所・認定こども園の利用者負担額等の納付方法は施設により異なります。

注意！！

利用者負担額及び給食費を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。たつの市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、利用者負担額等が未納の世帯に対して文書及び電話催告を行います。それでも利用者負担額を完納されない場合は、給与・預貯金・生命保険・自動車等の財産調査を行い事前の予告なしに滞納処分(差押え)を執行します。

何らかの事情で納付できない場合は、必ず幼児教育課までご連絡ください。

## 8-5 無償化Q&A

Q1 子どもが3歳児以上で、保育所又は認定こども園（保育所部分）を利用していますが、無償化の対象ですか。また、手続きは必要ですか。

A1 無償化の対象となります。また、新たに行っていただく手続きはありません。

Q2 子どもが3歳児未満で、市民税の課税があり、保育所又は認定こども園（保育所部分）を利用していますが、無償化の対象ですか。

A2 無償化の対象外となります。3歳児未満の場合は生活保護世帯及び市民税非課税世帯が対象です。

Q3 子どもが3歳児以上であれば、すべての利用料が無償になりますか。



A3 主食費（ごはん等）、副食費（おかず・おやつ等）、保護者会費、通園送迎費、教材費及び行事費等の費用は、無償化の対象外です。

Q4 4歳児と0歳児の子どもがいて、市民税の課税があり、上の子どもは無償化の対象、下の子どもは無償化の対象外ですが、きょうだいと同時に施設を利用しているので、利用料が半額（無償）となりますか。

A4 きょうだいで同時に施設を利用する場合、上の児童が無償化の対象であっても、最年長の児童から数えて第2子は利用料が半額、第3子以降は無償となります。

## 9 施設等利用給付認定について

### 9-1 施設等利用給付認定区分

認定こども園等の一時預かり（幼稚園型・一般型）、認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

施設等利用給付認定の認定区分については、下記のとおりです。

※ 施設等利用給付認定に保育必要量の区分はありません。

施設等利用給付認定区分	対象となる児童	対象施設・事業
新1号	満3歳以上で、教育を希望する児童	新制度に移行していない幼稚園（市内にはありません）、特別支援学校等
新2号	3～5歳児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	一時預かり事業（幼稚園型・一般型）、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
新3号	0～2歳児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童のうち、生活保護世帯及び市民税非課税世帯	

※ 保護者が「保育を必要とする事由」に該当しない場合の上記の利用料については、無償化の対象外となります。「保育を必要とする事由」については、7～8ページを参照してください。

### 9-2 無償化の範囲

施設・事業名	無償化範囲	必要書類
一時預かり事業（幼稚園型）	「保育を必要とする事由」に該当する 3～5歳児：月額 11,300 円まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付認定申請書</li> <li>就労証明書等</li> </ul> （8ページ参照）
一時預かり事業（一般型）、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業	「保育を必要とする事由」に該当する 3～5歳児：月額 37,000 円まで 0～2歳児*：月額 42,000 円まで ※生活保護世帯、市民税非課税世帯に限る	

※ 必要書類は、たつの市幼児教育課、各総合支所地域振興課、各対象施設で配布しています。

※ 無償化の対象となるには、利用する前月の20日までに必要書類を提出し、施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受ける必要があります。

### 9-3 一時預かり事業（幼稚園型）の利用料について

「保育を必要とする事由」に該当する1号認定子どもの一時預かり事業（幼稚園型）の利用料が月額11,300円まで無償となります。

※ 「保育を必要とする事由」に該当しない場合でも利用することができますが、有償での利用です。

※ 1号認定子どもの登園しない日や、登園時間以外に利用した場合、利用料がかかります。

（1号認定子どもは夏季休業等の長期休暇があります）。

## 9-4 認可外保育施設等の利用料について

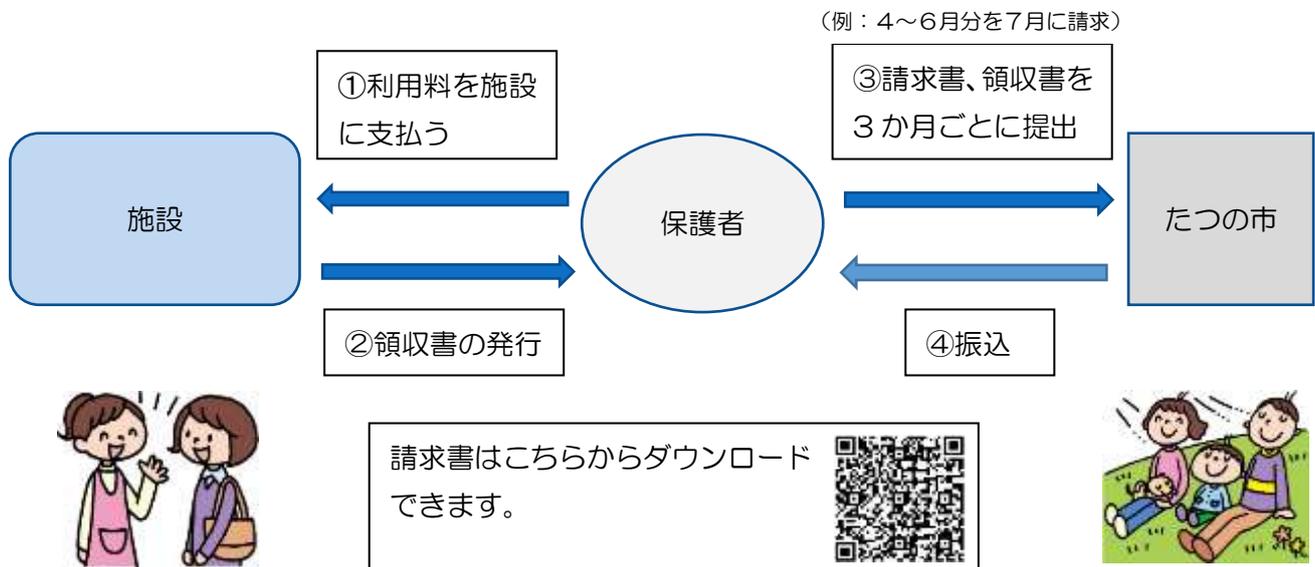
認可外保育施設等利用料が、新2号認定子どもは月額37,000円まで、新3号認定子どもは月額42,000円まで無償となります。

保育所・認定こども園等を利用していない児童が対象となります。

- ※ 市外の認可外保育施設等を利用している方でもたつの市幼児教育課へ申請手続きをしてください。
- ※ 認可外保育施設は、県への届出及び市への確認申請を行っている施設が対象となります。  
施設から県への届出及び市への確認申請がない場合、保護者が無償化の要件を満たしていても、無償化の対象外となります。
- ※ 無償化の制度については幼児教育課まで、手続きについては各施設にお問い合わせください。

## 9-5 手続きの方法について

9-3、9-4の手続きの方法は以下のとおりです。



## 9-6 施設等利用給付認定Q&A

Q1 子どもが3歳児以上で、認定こども園（幼稚園部分）を利用しています。一時預かり事業（幼稚園型）の利用料は無償ですか。

A1 「保育を必要とする事由」に該当する場合、一時預かり事業（幼稚園型）の利用料が月額11,300円まで無償となります。なお、その場合は利用する前月20日までに、給付認定申請書及び就労証明書等を提出の上、施設等利用給付認定（新2号）を受けていただく必要があります。

## 10 その他保育サービス

### 10-1 一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業（一般型）は、一時的に保育が必要となった就学前の児童を、時間又は一日単位で保育する事業です（預かり単位は施設により異なります）。

下記のような場合にご利用いただけます。

- ・保護者の傷病、入院、災害、事故などにより緊急・一時的に保育が必要な場合
- ・保護者の勤務上の都合により緊急・一時的に保育が必要な場合
- ・保護者の通院、里帰り出産や保護者がリフレッシュの時間を必要とする場合

実施施設（令和6年9月1日現在）

施設名		住所	電話番号
私立保育所	揖保みどり保育園	揖保町揖保中97-3	0791-67-8055
	たんぼぼ保育園	龍野町宮脇10-4	0791-63-2777
	東栗栖保育園	新宮町能地338-2	0791-75-0188
	岩見保育所	御津町岩見1462	079-322-3657
私立認定こども園	まことこども園	神岡町沢田467-1	0791-65-1569
	旭こども園	龍野町富永16	0791-63-1848
	あそびの丘	揖西町小畑541-1	0791-72-8825
	心光こども園	新宮町仙正187-4	0791-75-3318
	第一仏光こども園	揖保川町山津屋67-2	0791-72-3240

対象児童：原則として本市に住所を有し、保育所・認定こども園に通園していない、又は在籍していない就学前の児童

申込方法：直接、施設へ空き状況を確認の上、お申し込みください。

施設の受入状況等の理由によりお預かりできない場合があります。

※ 利用料・預かり時間など、詳しくは各施設へお問い合わせください。

※ 「保育を必要とする事由」に該当する、保育所・認定こども園等に在籍していない生活保護世帯及び市民税非課税世帯の児童は、利用料が無償化の対象となります。ただし、利用を開始する前に施設等利用給付認定の申請が必要です（15ページ参照）。

### 10-2 病後児保育事業

病気が十分に回復していない、あるいは回復期にあり、家庭での保育が困難な児童を一時的にお預かりします。



実施施設（令和6年9月1日現在）

施設名		住所	電話番号
私立認定こども園	まあや学園	揖保川町二塚385-1	0791-72-4630

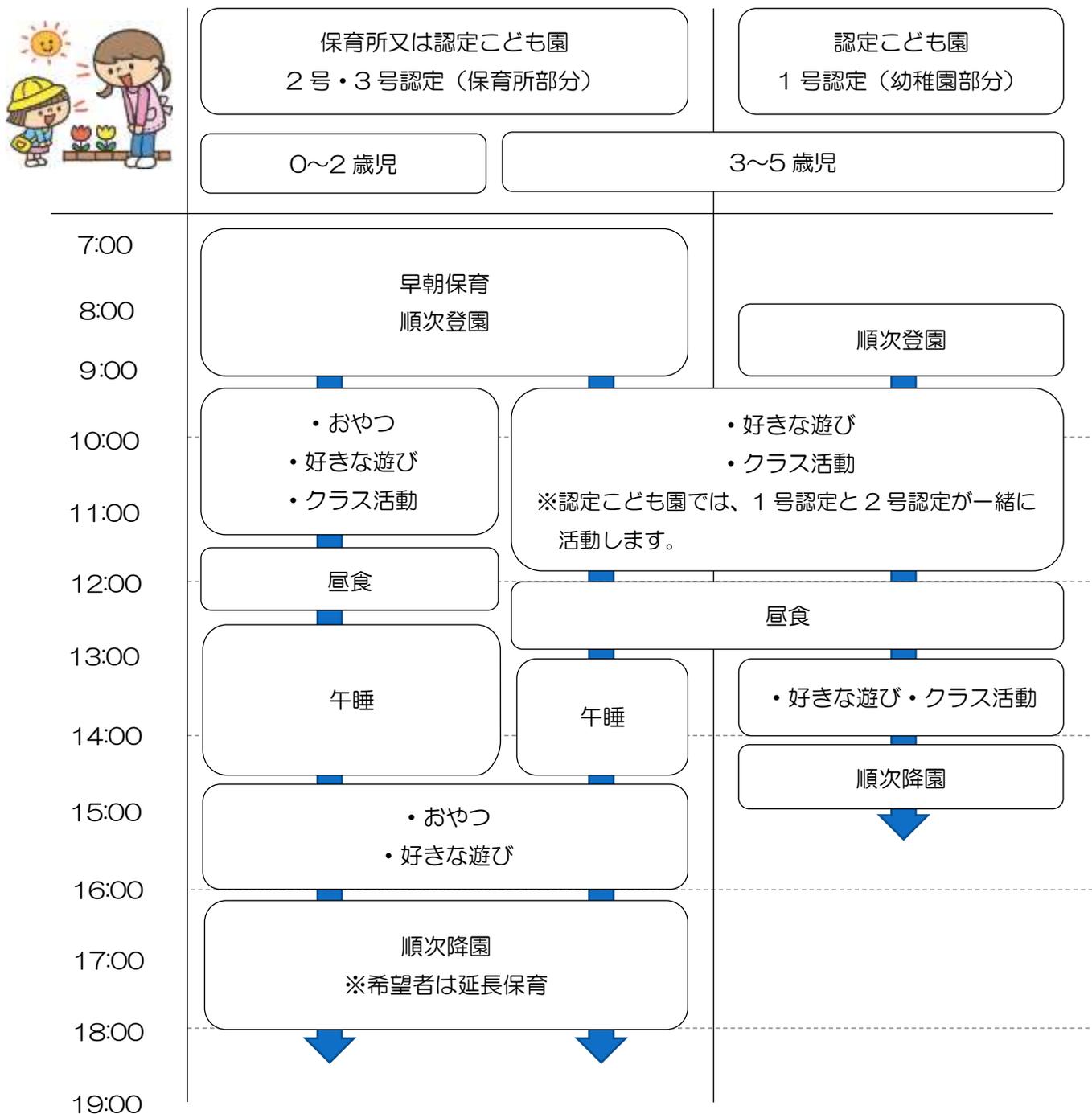
対象児童：生後6か月～小学6年生までの幼稚園、保育所、認定こども園又は小学校等に通うたつ市の、穴粟市、上郡町又は佐用町に住民票のある児童

申込方法：事前に施設へ電話予約をしてください。なお、利用時に医師の診断証明（連絡票）の提出が必要です。

※ 利用料・預かり時間など、詳しくは施設へお問い合わせください。

## 11 1日のすごしかた

各園によって開園・閉園時間、活動の時間や内容については様々です。また、午睡についても、各園によって実施方法が異なります（例：4・5歳児（2号認定）について、10月以降は午睡なし等）。



※この表は、たつの市の園の一例です。  
園によって活動の時間や内容は異なります。

## 12 よくあるご質問

Q1 保育所等の入園は、先着順で決定しますか。申込みをすれば必ず希望園に入園できますか。

A1 一斉申込みは、先着順ではありません。申込人数が募集人数を超えた場合は、選考※となるため、希望園に入園できないこともあります。  
※選考方法については、「選考方法について」(11ページ)を参照してください。

Q2 現在保育所・認定こども園を利用中で育児休業取得予定です。上の子は引き続き施設を利用できますか。

A2 就労の要件で、すでに施設を利用中の方が育児休業を取得される場合は生まれた子が1歳になる年度の年度末までは引き続き施設を利用できます。ただし、妊娠・出産で新規入園された場合は、育児休業を取得されても継続して利用はできません。

Q3 これから出産する子どもの申込みはできますか。



A3 申込みできます。申請書の児童名、生年月日、性別等は空白で提出してください。出産後、氏名等が決まりましたら、幼児教育課で手続きをしてください。

Q4 求職活動中でも保育所・認定こども園（保育所部分）の申込みはできますか。

A4 申込みできます。ただし、入園可能期間は3か月です。4月入園の場合は6月末までです。就労が決まり次第、給付認定申請書及び就労証明書を提出してください。

Q5 公立と私立で利用者負担額は違いますか。

A5 利用者負担額は、保護者の市民税額をもとに計算されるため、同じです。ただし、入園時や毎月発生する諸費用（制服代、保護者会費、絵本代等）は、施設により異なります。

Q6 保育所・認定こども園（保育所部分）を利用中で妊娠、転職、疾病など保護者の状況が変わりました。手続きは必要ですか。

A6 妊娠がわかったなど保護者の状況が変わり、「保育を必要とする事由」が変更になる場合は、必ず給付認定申請書及び就労証明書等の提出が必要です。8ページを参考に必要書類を提出してください。

Q7 保護者が離婚・再婚しました。手続きは必要ですか。

A7 申請書類等の訂正、利用者負担額等の算定基準が変更となるため、必ず幼児教育課までご連絡をお願いします。

Q8 子どもが3歳児以上で認定こども園（保育所部分）を利用していますが、退職等で保育を必要とする事由に該当しなくなりました。継続して利用することはできますか。

A8 「保育を必要とする事由」に該当しない場合は、認定こども園（保育所部分）の利用はできなくなります。ただし、利用中の認定こども園（幼稚園部分）の定員に空きがあれば、1号認定に変更し、引き続き利用することができます。変更には、給付認定申請書の提出が必要です。

Q9 保育所等の見学はできますか。



A9 施設での生活や遊びの様子を知っていただくために、わくわく体験（オープン保育）を実施していますので、幼児教育課までお申し込みください。また、個別での見学もできますので、事前に各施設にお問い合わせください。